

様式第2号（第2条関係）

収 入

印 紙

## 土地賃貸借契約書

賃貸人 と、賃借人 鹿 沼 市 とは、次の条項により土地の賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 （賃借人） は、その所有する次の土地（以下「貸借物件」という。）を鹿沼市に賃貸する。

所 在  
地 番  
地 目  
地 積

平方メートル

（賃貸料）

第2条 （賃借人） は、貸借物件を金 円で賃貸する。

2 賃貸料は、鹿沼市が請負業者  
担するものとする。

と契約した請負代金から、請負業者が負

（用途）

第3条 貸借物件の使用目的は、鹿沼市が起業者として、請負業者  
った貸借物件近隣にて行う  
の

が請け負  
工事のため

の設置とする。

（契約期間）

第4条 賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（公租公課の負担）

第5条 （賃借人） は、第1条に記載の土地にかかる公租公課を負担するものとする。

（契約の費用）

第6条 この契約の締結に要する費用は、鹿沼市が請負業者  
から、請負業者

と契約した請負代金

が負担するものとする。

（貸借物件の返還）

第7条 鹿沼市は、貸借期間が満了したときは、貸借物件を現状に復し、（賃借人） に返還しな  
なければならない。

（信義則）

第8条 （賃借人） と鹿沼市両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、（賃借人） と鹿沼市  
とが協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、賃貸人と賃借人双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

賃貸人

賃借人

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿 沼 市

市 長

印

印